

食物学科 食物学専攻

a 高等学校教諭1種免許状「家庭」

(2019年度入学生から適用)

全課程		免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する本学開設科目及び最低修得単位数		
		科目	単位数	本学開設科目(単位)	最低修得単位数	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。)	1	家庭経営学概論(含家庭経済学)[2] 家族関係論[2]	4	
		被服学(被服製作実習を含む。)	1	衣生活概論[2] 被服材料学(2) 被服工作(和)(洋)[2]	4	
		食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む。)	1	生化学② 栄養化学I② 食品化学② 食品化学実験① 食品学② 食品学実験① 食安全学I② 食安全学実験① 栄養教育論I② 栄養教育論II② 基礎調理学実習① 調理科学I② 調理科学II(2) 調理科学実験[1] 食事設計論② 食文化論(2) 食安全学II(2)	23	
		住居学(製図を含む。)	1	住居学概論[2] 製図及び家庭工作学[2]	4	
		保育学(実習及び家庭看護を含む。)	1	保育学(含実習及び家庭看護)[2]	2	
		家庭電気・家庭機械・情報処理	1	家庭機械及び家庭電気[2] 生活情報処理[2]	4	
		教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目				-
		各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	4	家庭科教育法I[2] 家庭科教育法II[2] 家庭科教育法III[2] 家庭科教育法IV[2]	8	
		<b>計</b>	<b>24</b>		<b>49</b>	
	教科及び教職に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理[2]	2
			教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教職入門[2]	2
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育制度要説(含学校経営)[2]	2
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学[2] 青年心理学(2)	2
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			特別支援教育要説[1]		1	
教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)			教育課程論[2]		2	
教科及び教職に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な学習の時間の指導法	8	総合的な学習の時間要説[1]	1	
		特別活動の指導法		特別活動要説[2]	2	
		教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		教育の方法と技術[2]	2	
		生徒指導の理論及び方法		生徒・進路指導論[2]	2	
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法				
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)		教育相談[2]	2	
教科及び教職に関する科目	教育実践に関する科目	教育実習	3	教育実習I[2] 教育実習II(2) 教育実習指導I[2] 教育実習指導II[2]	6	
		学校体験活動			-	
		教職実践演習		2	教職実践演習(中・高)[2]	2
	大学が独自に設定する科目	12	最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて12単位以上を修得	-		
	<b>合計</b>	<b>59</b>		<b>77</b>		

注 本学開設科目(単位)欄のうち、○の数字は卒業必修単位、[ ]の数字は教職課程履修者必修単位です。

b 中学校教諭1種免許状「家庭」

(2019年度入学生から適用)

全課程	免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する本学開設科目及び最低修得単位数			
	科目	単位数	本学開設科目(単位)	最低修得単位数		
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。)	1	家庭経営学概論(含家庭経済学)[2] 家族関係論[2]	4	
		被服学(被服製作実習を含む。)	1	衣生活概論[2] 被服材料学(2) 被服工作(和)(洋)[2]	4	
		食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む。)	1	生化学② 栄養化学Ⅰ② 食品化学② 食品化学実験① 食品学② 食品学実験① 食安全学Ⅰ② 食安全学実験① 栄養教育論Ⅰ② 栄養教育論Ⅱ② 基礎調理学実習① 調理科学Ⅰ② 調理科学Ⅱ(2) 調理科学実験[1] 食事設計論② 食文化論(2) 食安全学Ⅱ(2)	23	
		住居学	1	住居学概論[2]	2	
		保育学(実習を含む。)	1	保育学(含実習及び家庭看護)[2]	2	
		教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目			-	
	各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	8	家庭科教育法Ⅰ[2] 家庭科教育法Ⅱ[2] 家庭科教育法Ⅲ[2] 家庭科教育法Ⅳ[2]	8		
	<b>計</b>	<b>28</b>		<b>43</b>		
	教科及び教職に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理[2]	2
			教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教職入門[2]	2
教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)			教育制度要説(含学校経営)[2]		2	
幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			教育心理学[2] 青年心理学(2)		2	
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			特別支援教育要説[1]		1	
教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)			教育課程論[2]		2	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		道徳の理論及び指導法	10	道徳教育要説[2]	2	
		総合的な学習の時間の指導法		総合的な学習の時間要説[1]	1	
		特別活動の指導法		特別活動要説[2]	2	
		教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		教育の方法と技術[2]	2	
生徒指導の理論及び方法	生徒・進路指導論[2]	2				
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		2				
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	教育相談[2]	2				
教育実践に関する科目	教育実習	5	教育実習Ⅰ[2] 教育実習Ⅱ[2] 教育実習指導Ⅰ[2] 教育実習指導Ⅱ[2]	8		
	学校体験活動		-			
	教職実践演習	2	教職実践演習(中・高)[2]	2		
大学が独自に設定する科目		4	最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて4単位以上を修得	-		
<b>合計</b>		<b>59</b>		<b>75</b>		

注 本学開設科目(単位)欄のうち、○の数字は卒業必修単位、[ ]の数字は教職課程履修者必修単位です。

c 栄養教諭 2 種免許状

(2019 年度入学生から適用)

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する本学開設科目及び最低修得単位数		
科目		単位数	本学開設科目 (単位)	最低修得単位数
栄養に係る教育に関する科目	栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項	2	学校栄養教諭論 [2]	2
	幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項			
	食生活に関する歴史的及び文化的事項			
	食に関する指導の方法に関する事項			
計		2		2
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	5	教育原理 [2]	2
	教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)		教職入門 [2]	2
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育制度要説 (含学校経営) [2]	2
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学 [2] 青年心理学 (2)	2
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育要説 [1]	1
	教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)		教育課程論 [2]	2
道徳、総合的な学習の時間等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	3	道徳教育要説 [2] 総合的な学習の時間要説 [1] 特別活動要説 [2]	5
	教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)		教育の方法と技術 [2]	2
	生徒指導の理論及び方法		生徒指導論 [2]	2
	教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)		教育相談 [2]	2
教育実践に関する科目	栄養教育実習	2	栄養教育実習 (含事前事後指導) [2]	2
	教職実践演習	2	教職実践演習 (栄養教諭) [2]	2
大学が独自に設定する科目				-
合 計		14		28

注 本学開設科目 (単位) 欄のうち、○の数字は卒業必修単位、[ ] の数字は教職課程履修者必修単位です。

食物学科 管理栄養士専攻

a 栄養教諭1種免許状

(2019年度入学生から適用)

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する本学開設科目及び最低修得単位数		
科目		単位数	本学開設科目(単位)	最低修得単位数
栄養に係る教育に関する科目	栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項	4	学校栄養教諭論Ⅰ [2] 学校栄養教諭論Ⅱ [2]	4
	幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項			
	食生活に関する歴史的及び文化的事項			
	食に関する指導の方法に関する事項			
計		4		4
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	教育原理 [2]	2
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教職入門 [2]	2
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育制度要説(含学校経営) [2]	2
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学 [2] 青年心理学 (2)	2
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育要説 [1]	1
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		教育課程論 [2]	2
道徳、総合的な学習の時間等 の内容及び生徒指導 教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	6	道徳教育要説 [2] 特別活動要説 [2] 総合的な学習の時間要説 [1]	5
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		教育の方法と技術 [2]	2
	生徒指導の理論及び方法		生徒指導論 [2]	2
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)		教育相談 [2]	2
教育実践に関する科目	栄養教育実習	2	栄養教育実習(含事前事後指導) [2]	2
	教職実践演習	2	教職実践演習(栄養教諭) [2]	2
大学が独自に設定する科目				-
合計		22		30

注 本学開設科目(単位)欄のうち、○の数字は卒業必修単位、[ ]の数字は教職課程履修者必修単位です。